

データに基づく政策立案支援業務（令和7年度E B P M研修）契約書（案）

データに基づく政策立案支援業務（令和7年度E B P M研修）（以下「委託業務」という。）について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、以下に定める条項の信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

3 乙は、この契約書に定めるほか、別紙「データに基づく政策立案支援業務（令和7年度E B P M研修）仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、契約期間内に業務を完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に提出するものとする。

（名称等）

第2条 委託業務の名称及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務の名称 データに基づく政策立案支援業務（令和7年度E B P M研修）
- (2) 契約期間 令和7年 月 日から令和8年3月31日まで

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託業務の委託料 円を支払う。（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）（乙の該当の有無に応じて、契約時に記載変更）

第4条 乙は、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に定める各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（研修計画書の提出）

第5条 乙は、委託業務の実施に先立ち、仕様書に基づき、研修計画書を甲へ提出し、その承認を得るものとする。

- 2 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。
- 3 前項の協議が整った場合、乙は速やかにこれを修正し、甲の承認を得るものとする。

（著作権）

第6条 委託業務の実施にあたって作成される成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

2 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（権利義務等の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲との契約金額の50パーセントを超える業務及び企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本委託業務の企画提案参加者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務内容の変更等による費用の負担)

第9条 甲又は乙が契約の相手方に対して、契約内容の変更又は中止の申し出を行った場合に生ずる費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(契約期間の延長)

- 第10条 乙は、その責に帰すことができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を掲示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの割合で計算した延滞金の支払を乙に請求することができる。

(検査)

- 第11条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに成果物を納品し、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

(額の確定)

- 第12条 甲は、前条第2項の検査の結果、前条第1項の委託業務完了報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託料の請求及び支払)

- 第13条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、支払請求書により確定額を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

- 3 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められるとき。
 - (2) 乙の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) 乙または乙の役員もしくは乙の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求すること

ができ、乙に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 16 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第 1 項各号に該当する者をいう。以下同じ）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 17 条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を履行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（天災等による契約不履行）

第 19 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰すことができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払を免れるものとする。

（契約の費用）

第 20 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（秘密の保持）

第 21 条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料等を適切に管理するとともに、委託業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料等を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

3 本条の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第 22 条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第 23 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、

秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。